

三島市総合福祉手当に関する条例

昭和45年4月1日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、市民の福祉思想の高揚を図るとともに、対象者の福祉向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 前条の「対象者」とは、高齢者、重度心身障害児(者)等以下各条に掲げる者をいう。

(敬老金)

第3条 市は、高齢者の長寿を祝福し、併せて敬老の意を表するため、年額5,000円以内の金品(以下「敬老金」という。)を贈呈する。

(敬老金の受給者)

第4条 前条の敬老金を受けることができる者は、9月15日を基準とし、満75歳以上で本市に1年以上引き続き居住し、現に在住する者とする。

(在宅寝たきり老人等介護者手当)

第4条の2 市は、65歳以上であって、寝たきり又は認知症の状態が6月以上継続し、日常生活において常時の介護を必要とする者(以下「寝たきり老人等」という。)の介護者に対し、その労をねぎらい、もって寝たきり老人等の福祉の増進を図るため、寝たきり老人等1人につき年額10万円の在宅寝たきり老人等介護者手当を支給するものとする。

2 前項の在宅寝たきり老人等介護者手当は、規則で定める方法により、6月を単位として5万円ずつ支給するものとする。

3 第1項の在宅寝たきり老人等介護者手当を受給することのできる者は、寝たきり老人等の介護者(当該寝たきり老人等と同居し、かつ、生計を同じくする者で現に当該寝たきり老人等を介護しているものに限る。)で、本市に現に在住するものとする。

(在宅重度重複障害者介護者手当)

第4条の3 市は、次の各号のいずれにも該当する者であって、当該障害の状態

が6月以上継続し、日常生活において常時の介護を必要とするもの(以下「重度重複障害者」という。)の介護者に対し、その労をねぎらい、もって重度重複障害者の福祉の増進を図るため、重度重複障害者1人につき年額10万円の在宅重度重複障害者介護者手当を支給するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表(以下「身体障害程度等級表」という。)に規定する1級又は2級であるもの(以下「身体障害程度2級以上の者」という。)

(2) 静岡県療育手帳交付規則(平成12年静岡県規則第89号)第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けている者(当該交付を受けている者が保護者であるときは、その保護している知的障害者)で、その障害の程度が同規則第6条に規定するAであるもの

2 前項の在宅重度重複障害者介護者手当は、規則で定める方法により、6月を単位として5万円ずつ支給するものとする。

3 第1項の在宅重度重複障害者介護者手当を受給することのできる者は、重度重複障害者の介護者(当該重度重複障害者と同居し、かつ、生計を同じくする者で現に当該重度重複障害者を介護しているものに限る。)で、本市に現に在住するものとする。

4 前条の規定により在宅寝たきり老人等介護者手当の支給を受ける者については、第1項の在宅重度重複障害者介護者手当は、支給しない。

(重度心身障害児福祉手当)

第5条 市は、精神又は身体に重度の障害のある児童を監護し、又は養育している者に、月額4,000円の重度心身障害児福祉手当を支給する。

2 前項の児童とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項の規定に該当する者をいう。

(福祉手当の受給者)

第6条 前条の重度心身障害児福祉手当を受けることのできる者は、20歳未満の重度心身障害児童を監護し、又は養育している者で、本市に1年以上引き続き居住し、現に在住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉施設の入所者で施設の長が保護者となってい

る者は、これを除くものとする。

(重度心身障害者等の援護金)

第7条 市は、心身又は精神に重度の障害を有する者を慰問激励し、その自立を力づけるため、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額の援護金を支給する。

(1) 身体障害程度2級以上の者、標準化された知能検査によって測定された知能指数がおおむね35以下(肢体不自由、盲、ろうあ等(以下「肢体不自由等」という。))の障害を有する者については、50以下)と判定された知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である者 年額1万5,000円

(2) 障害の程度が身体障害程度等級表に規定する3級若しくは4級の者、標準化された知能検査によって測定された知能指数が36以上50以下(肢体不自由等の障害を有する者については、51以上70以下)と判定された知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が2級である者 年額1万円

(援護金の受給者)

第8条 前条の援護金を受けることのできる者は、本市に1年以上引き続き居住し、現に在住するものとする。

(身体障害者結婚祝金)

第8条の2 市は、身体障害者が結婚する場合その結婚を祝福するため、結婚祝金3万円を支給する。

2 前項の結婚祝金を受けることのできる者は、身体障害者福祉法第15条第4項により身体障害者手帳の交付を受けている者で、本市に1年以上引き続き居住し、現に在住するものとする。

(母子世帯等祝金)

第9条 市は、母子世帯等の生活の安定を図り児童の健全なる育成を助長するため、次のとおり祝金を支給するものとする。

(1) 小学校に入学するとき。 2万円

(2) 中学校を卒業し、就職又は進学するとき。 2万円

2 前項の母子世帯等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶

者のない女性で、現に20歳に達する日の前日までの間にある児童を扶養しているもの

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男性であって、かつ、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男性で現に20歳に達する日の前日までの間にある児童を扶養しているもの

ア 離婚した男性であって現に婚姻をしていない者

イ 配偶者の生死が明らかでない者

ウ 配偶者から遺棄されている者

エ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者

オ 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている者

カ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない者

(3) 母子及び寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する児童のうち20歳に達する日の前日までの間にある児童

(交通遺児等の扶養手当)

第10条 市は、交通災害及び自然災害等により、両親若しくは両親のうち主たる生計維持者が死亡又は障害の状態となった者の18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護し、又は養育している者に、当該児童1人につき年額3万円の交通遺児等の扶養手当を支給する。

2 前項の障害の状態とは、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に規定する1級に該当する障害をいう。

(扶養手当の受給者)

第11条 交通遺児等の扶養手当を受けることのできる者は、前条の児童を監護し、又は養育している者で本市に1年以上引き続き居住し、現に在住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉施設の入所者で施設の長が保護者となっている者は、これを除くものとする。

(寝たきり老人の医療給付)

第11条の2 市は、寝たきり老人の負担を軽減するため、寝たきり老人の医療費自己負担相当額を支給するものとする。

2 前項の医療費の支給を受けることのできる者は、本市に1年以上居住し、満65歳以上70歳未満の者でが床している者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)とする。

(難病患者への見舞金)

第11条の3 市は、難病に悩む者の回復を願い、その再起を力づけるため、年額15,000円の見舞金を支給する。

(見舞金の受給者)

第11条の4 前条の見舞金を受けることのできる者は、市長が認める特定疾患の患者で、本市に1年以上引き続き居住し、現に在住するものとする。

(重度心身障害児・者の医療給付)

第11条の5 市は、重度心身障害児・者(以下「障害者」という。)の負担を軽減するため、障害者の医療費の自己負担額に相当する額の一部を支給するものとする。

2 前項の障害者とは、本市に居住し、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号に規定する施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項の規定により同項第3号に規定する施設に入所し、又は同条第2項の規定により同項に規定する指定医療機関に入院している者を除く。

(1) 身体障害程度2級以上の者

(2) 身体障害程度等級表3級の項に該当する者(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の欄に該当する者に限る。)

(3) 静岡県療育手帳交付規則第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けている者(当該交付を受けている者が保護者であるときは、その保護している知的障害者)で、次のいずれかに該当するもの

ア 障害の程度が静岡県療育手帳交付規則第6条に規定するAである者

イ 障害の程度が静岡県療育手帳交付規則第6条に規定するBであって社会福祉法第2条第2項第2号に規定する施設(母子生活支援施設を除く。)又は

同項第4号に規定する障害者支援施設に入所している者

- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級の障害の状態に該当する20歳未満の者
  - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級の1級として認められた者
- 3 この医療給付を受けることができる者は、障害者又は障害者を監護し、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 障害者を監護する父母がある場合 父又は母。この場合において父及び母がともに監護するときは、当該父又は母のうち主として当該障害者の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害者の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち主として当該障害者を介護する者)
  - (2) 父母がないか又は監護しない場合 当該障害者と同居して監護する者
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の10月から翌年9月までは、医療給付を行わない。
- (1) 障害者の前年の所得(1月から9月までの間に受けた医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に定める額以上であるとき。
  - (2) 障害者の配偶者の前年の所得又は障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該障害者の生計を維持する者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額以上であるとき。

(子どもの医療給付)

第11条の6 市は、子ども(現に市内に住所を有する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基

づき住民基本台帳に記録されているものをいう。以下この条において同じ。)の疾病の予防と健康の保持増進を図るとともに、その保護者の負担を軽減するため、子どもに係る医療費の自己負担額に相当する額の全部又は一部を支給するものとする。

(精神障害者の医療給付)

第11条の7 市は、精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。以下この項及び次項において同じ。)及びその家族等(同法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の医療費の負担を軽減するため、精神障害者が同法第20条又は第33条第1項の規定により入院した場合に、当該精神障害者又はその家族等が負担した額を月額15,000円を限度として支給するものとする。

2 前項の医療給付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、前項に規定する入院に係る医療費を負担した者とする。

(1) 本市に6月以上居住し、かつ、入院期間が3月を超える精神障害者

(2) 前号に規定する精神障害者の家族等で、本市に6月以上居住する者

3 前項の規定にかかわらず、第11条の5に規定する重度心身障害児・者の医療給付を受けることができる者及び生活保護法による保護を受けている者は、第1項の医療給付の対象としない。

(母子世帯等の医療給付)

第11条の8 市は、第9条第2項に規定する母子世帯等で、本市に居住し、かつ、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者の医療費自己負担相当額を支給するものとする。ただし、生活保護法第15条に規定する医療扶助を受けている者並びに児童福祉法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童若しくは同号の規定により児童福祉施設に入所措置させている児童若しくは同条第2項の規定により指定医療機関に委託されている児童及び同法第22条の規定により助産施設に入所措置されている者を除く。

2 前項の医療費の受給資格者又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を同じくする者(当該受給資格者が第9条第2項第3号に掲げる者である場合は、この者と生計を同じくする者を含む。)に前年分の所得税(1月から6月までの間に受けた医療費については、前々年分の所

得税)が課されているとき(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用したとしたならば所得税が課されないこととなるときを除く。)は、その年の7月から翌年6月までは、支給を停止する。

- 3 医療費に対して給付する額は、社会保険各法の規定に基づく健康保険法第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算定した額から保険給付額、付加給付額及びその他の法令等に基づき補てんされた医療費の合計額を控除した額とする。

(その他の援護)

第12条 市は、前各条に規定したものを除き、福祉に欠けるところがあると認められる対象者には、法外援護貸付金制度等を活用し、均衡のとれた福祉向上を図るよう努力するものとする。

(給付の認定)

第13条 この条例に規定された福祉手当等の給付は、すべて対象者若しくはその代理者の申告と、市の調査を併用し、市長が認定するものとする。

(補則)

第14条 この条例施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第33号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第34号)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

2 第11条の2の規定は、国が老人医療の公費負担を実施する期日にこれを廃止する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第14号)

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第35号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。



附 則(昭和50年条例第42号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第23号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第29号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第39号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市総合福祉手当に関する条例第11条の7の規定は、施行日前から施行日以後通算して3カ月以上入院している者については、施行日以後退院の日までの医療について適用する。
- 3 改正前の三島市総合福祉手当に関する条例第11条の2、第11条の5及び第11条の6の規定により申請中のものは、なお従前の例による。

附 則(昭和55年条例第24号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第21号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第16号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第4号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第8号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第13号)

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年条例第2号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の6第2項の規定は、平成3年4月1日(以下「適用日」という。)以後の入院期間について適用し、適用日前に入院し、かつ、適用日以後に退院する乳幼児で、引き続き14日を超える期間入院したものの長期疾患に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第5号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の6第2項の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第11条の6第2項の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後の入院期間及び適用日前に入院し、かつ、適用日以後に退院する場合の入院期間のうち適用日以後の期間に対応する分について適用し、当該入院期間のうち適用日前の期間に対応する分及び適用日前に退院した乳幼児の医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第3号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第2号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給される介護者手当について適用し、施行日前に支給された介護者手当については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第3号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第4条の2第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給される介護者手当について適用し、施行日前に支給された介護者手当については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条第2項及び第10条第1項の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年条例第8号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給される介護者手当について適用し、施行日前に支給された介護者手当については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第40号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の6の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第8号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給される介護者手当について適用し、施行日前に支給された介護者手当については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第30号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の2第3項(「介護し

ている者」を「介護しているもの」に改める部分に限る。)、第11条の3並びに第11条の7第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第21号)

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。ただし、第9条第2項第1号(「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める部分に限る。)、第11条の5第2項各号列記以外の部分及び第3号並びに第11条の8の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の5第1項及び第2項第2号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条の5第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の6の改正規定は平成24年7月9日から、第11条の8第2項の改正規定は平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第32号)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の5第2項第5号及び第11条の7第2項の規定は、この条例の施

行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第14号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の7の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第22号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。